

足場占用の許可基準

【概要】

本基準は、道路上に足場や工事用仮囲いを設置する場合の出幅等を定めた基準ですので、足場占用申請の参考としてください。

なお、基本的な考え方を示しているため、詳細は小金井市道路管理課にご相談ください。

足場、工事用仮囲いの許可基準

■確認する項目

- ①設置場所が、歩道か、車道か、交差点等か。
- ②足場、工事用仮囲いによって、標識、街路灯、点字ブロック、雨水桝などの機能を妨げないか。
- ③仮囲いの扉（出入口）は道路側に外開きとなっていないか。

■申請資料について

①道路占用許可申請書

※第一号様式、第二号様式、第三号様式があります。

1部提出

②案内図

③平面図

※足場の出幅・延長、道路の幅員を必ず記載すること。

④立面図

※足場の出幅、道路の幅員を必ず記載すること。

2部提出

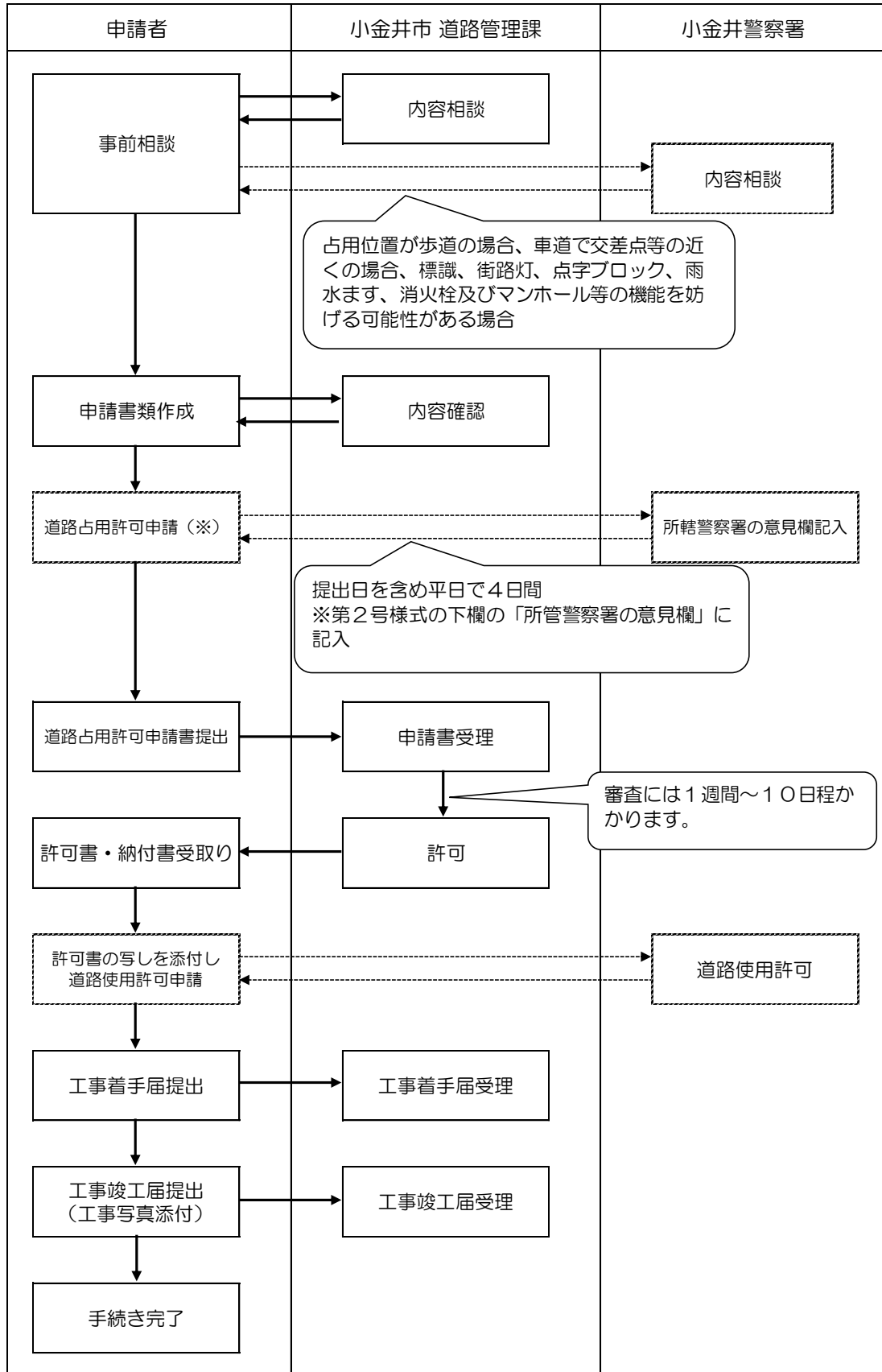
⑤現況写真

※足場を設置する予定箇所、周辺の道路状況が分かるように遠景・近景の写真を添付すること。

⑥その他

■ 手続きの流れ

足場占用の手続きフロー図



(※) 所轄警察署の意見欄に記入してもらう場合

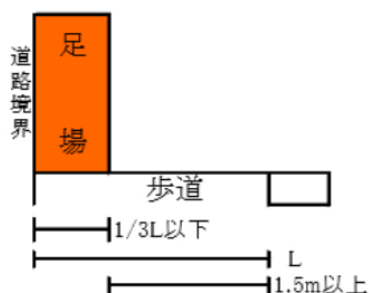
■足場・工事中用仮囲いの設置基準

足場・工事中用仮囲いを設置する場合の基本的な考え方は以下のとおりとする。

1 歩道上に設置する場合

・歩道上に設置する場合の基準は、以下のとおりとする。

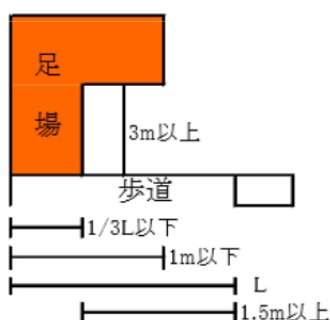
【出幅】道路端から1 m以下で、有効幅員の3分の1以下とする。



①ガードレール、植栽等がある場合は、その内側から3分の1以下、かつ、最大1 mとする。

②占用物件を除いた幅員は、1.5 mを確保すること。

③切下げがある場所は、平坦な部分で幅員1.5 mを確保すること。

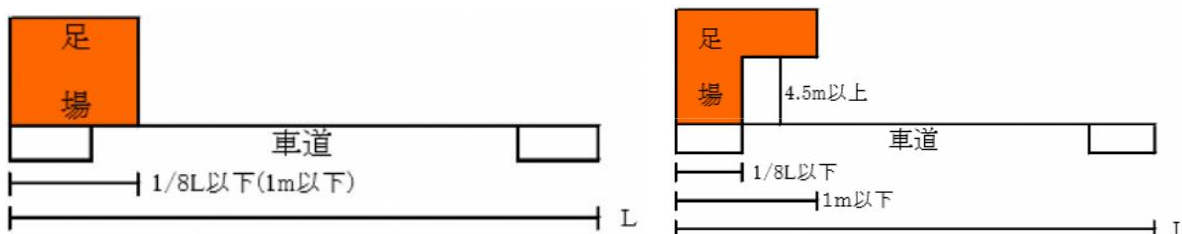


④3分の1が1 m以下、または上記が満たせず、出幅1 mが必要な場合は、高さ3 m以上を確保したうえで、掛け出し足場は可とする。

2 車道上に設置する場合

・車道上に設置する場合の基準は、以下のとおりとする。

【出幅】道路端から1 m以下で、道路幅員の8分の1以下とする。



①8分の1が1 m以下、または上記が満たせず、出幅1 mが必要な場合は、高さ4.5 m以上を確保したうえで、掛け出し足場は可とする。

■ 占用料の考え方

- 占用料を算定するうえで、占用期間の月割り計算となる。
- 占用料は、小金井市道路占用条例第6条に基づく別表のとおり、占用面積1平方メートルにつき1年あたり14,710円です。
- 占用面積が、0.01平方メートル未満であるとき、または、0.01平方メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートルとして計算します。

例1) 占用期間：1月10日から2月9日（1か月）の場合

足場占用面積：5㎡

占用料：5㎡ × 14,710円/㎡・年 × 1/12（1か月）
=6,129円

例2) 占用期間：1月10日から2月10日（2か月）の場合

※ 占用期間の終わりが2月10日～3月9日までの占用期間だと2か月となる
ので注意が必要

足場占用面積：5㎡

占用料：5㎡ × 14,710円/㎡・年 × 2/12（2か月）
=12,258円